（C － 1）× 0.105 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.105 ＋ D｝、（B × 1.21）又は｛（B × 1.21）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

3　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.7）

算式の符号

［略］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

15.8 × a × b － 8.33 × a × c

b が 1.260 を超えるときは 1.260 とする。

c が 2.490 を超えるときは 2.490 とする。

［略］

4　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども の数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A × B × C ＋ D

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（b ／ a）× 1.218 ＋（c ／ a）× 1.000｝×（1 ／ 1.048）

b ／ a、（b ／ a）× 1.218 又は c ／ a に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}(b_i \times c_i)}{}$$

（C － 1）× 0.104 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A ×｛（C － 1）× 0.104 ＋ D｝、（B × 1.19）又は｛（B × 1.19）× D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

3　市町村の「消防費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 11.4）

算式の符号

［同左］

B　合併関係市町村（旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 2 条第 3 項又は市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「合併新法」という。）第 2 条第 3 項の市町村をいう。以下同じ。）（新市町村の市町村役場が所在する合併関係市町村を除く。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

14.9 × a × b － 8.14 × a × c

b が 1.270 を超えるときは 1.270 とする。

c が 1.795 を超えるときは 1.795 とする。

［同左］

4　市町村の「その他の教育費」のうち幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども の数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

A × B × C ＋ D

算式の符号

A　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

｛（b ／ a）× 1.218 ＋（c ／ a）× 1.000｝×（1 ／ 1.046）

b ／ a、（b ／ a）× 1.218 又は c ／ a に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

B　次の算式によつて算定した率（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\sum_{i=1}^{n}(b_i \times c_i)}{}$$